

山口県教育委員会会議録

日時：平成30年3月22日

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>ただいまより平成30年3月の教育委員会会議を開催します。 なお、中田委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。 最初に本日の署名委員の指名を行います。 宮部委員と小崎委員、よろしくお願ひします。 それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰」について御説明いたします。 議案書をおめくりいただきまして、2ページでございます。 去る2月22日に周南市立三丘小学校の 村田 みづえ 教頭が逝去されたところでございます。 これに伴いまして、この者が、「永年勤務し、職務に精励した者」であると、周南市教育委員会から教育功労者表彰の内申がございました。 死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は、勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。 逝去の日付は2月教育委員会会議の日と同日でございましたが、周南市教育委員会からの内申の関係で当日の教育委員会会議にお諮りすることができませんでした。 したがって、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、2月22日付けで表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。 よろしいでしょうか。議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第1号を承認いたします。 続いて、議案第2号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第2号「山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、御説明いたします。 議案書の4ページを御覧ください。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>平成29年7月から試行的に導入した時差出勤を、平成30年4月より本格的に実施することに伴い、「2」の表にありますとおり、始業時間の前後1時間を15分単位で、育児又は介護を行う職員だけでなく、全職員が勤務時間を選択できるように改正を行うものです。</p> <p>この改正規則の施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま、教育政策課から議案第2号について説明がりましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第2号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第3号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>議案第3号「教員育成指標の策定」について御説明いたします。議案書9ページをお開きください。先月の内容と重なりますので、要点を絞ってお示しします。</p> <p>教員育成指標については、教育公務員特例法の改正により、任命権者に策定が求められているところです。これを受け、本県の指標の案を作成しました。2月の教育委員会会議において、その時点での案をお示しし、貴重な御意見をいただいたところであり、このたび、最終的な案をお示しするものです。</p> <p>実際の案については、別冊資料に示したとおりです。</p> <p>今後、3月中に関係機関に通知するとともに、県教育委員会のWebページに掲載します。また、新年度の4月に各種の会議において説明するとともに、各学校においては、職員会議等において校長から周知を図ります。</p> <p>10ページの「6」に、前回の協議においていただいた御意見等を参考にして修正した内容を示しています。教諭の指標の「授業実施」及び「授業研究・授業改善」の項目について、下線部分を修正しました。また、教諭、養護教諭、栄養教諭の指標の「組織的學校運営への参画」の項目に、働き方改革への取組に関する内容を追加しております。さらに、管理職の指標について、教職を担う者全てに必要な素養として示している「求める教師像」との関係を整理するため、「素養に関すること」の区分を「管理職としての素養に関すること」と修正しました。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、教職員課から議案第3号について説明がりましたが、御意見、御質問はありますか。</p>

小 崎 委 員	<p>修正された部分で、「授業研究・授業改善」の若手の項目に、「地域の方々の指導・助言や授業評価を受け」という文言を入れていただいております。これからどんどん必要なことだと思いますので、追加していただき、ありがとうございました。</p> <p>逆に中堅の項目から、その文言が削除されているのは、何か理由があるのでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>キャリアステージごとに記載しており、前の段階については、当然、踏まえているものであるということで、中堅の方からは落としているところです。</p>
教 育 長	<p>他によろしいでしょうか。</p> <p>議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第3号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第4号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第4号「山口県 学校における働き方改革加速化プラン（案）」について説明します。</p> <p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>本プランについても、先の指標と同様、2月の教育委員会会議において、案をお示しし、皆様方から、貴重な御意見をいただいたところであり、このたび、最終的な案をお示しするものです。</p> <p>今後、国において各種ガイドライン等が策定されることとなり、「6 進行管理」にありますように、来年度、教育庁内に「学校における働き方改革推進室」を設置し、このプランの見直しも含めて、取組の検証を行いながら、実効性を高めてまいります。</p> <p>また、「7 今後の予定」にありますように、本プランについては、年度内に各市町教委や学校へ送付するとともに、4月当初の各種会議において説明し、取組を推進することとしています。</p> <p>最後に、「8」にありますように、前回お示した案からの変更点として、「柱2 勤務体制等の改善」の中の「⑨メリハリのある働き方のルール化」に、勤務時間を意識した多様な働き方を推進するための「時差出勤」を加えております。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から議案第4号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
石 本 委 員	<p>中学校の先生方に時間外勤務時間が100時間以上の方の割合が高くなっていますが、中学校に重点的に外部人材の配置を行うなど、何か対応を考えられているか教えてください。</p> <p>また、100時間以上の時間外勤務の業務内訳について、部活動が</p>

	<p>大きいのか、通常業務が大きいのかという辺りは把握されていますでしょうか。それによって、対応が変わってくるのではないかと思います。</p>
教職員課長	<p>中学校教員の時間外勤務のうち、主な要因は部活動であると認識しております。そのため、本プランでもお示ししておりますが、部活動指導員を中学校に重点的に配置をするということで、市町教育委員会を支援するよう予算措置をしているところでございます。</p>
佐野委員	<p>時差出勤について、事務職員であればイメージしやすいんですけども、教員の場合はどのような形になるのでしょうか。</p>
教職員課長	<p>長期休業期間中に、勤務の開始、もしくは終了時刻を1時間、または30分早くする、または遅くすることを可能とするものです。</p>
教育長	<p>他によろしいでしょうか。議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認。</p>
教育長	<p>それでは、議案第4号を承認いたします。 続いて、議案第5号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定」に関する、第5号議案について、お諮りいたします。 関連の資料は、15ページから22ページまでとなっておりますが、22ページの参考資料により御説明いたします。 改正の概要は、今年度末をもって在籍者がいなくなる、下関中央工業高校及び奈古高校、下関工業高校全日制課程、小野田工業高校情報科学科の廃止、並びに特別支援学校高等部の定員の改定に伴う所要の改正を行うものです。 改正規則の施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。 以上、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま、高校教育課から議案第5号について説明がありました が、御意見、御質問はありますか。 よろしいでしょうか。議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認。</p>
教育長	<p>それでは、議案第5号を承認いたします。 続いて、報告事項に入ります。報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>

教職員課長

議案書24ページを御覧ください。

平成31年度教員採用候補者選考試験につきまして、志願者へ早期に情報提供するため、実施大綱を策定し、3月14日（水）に発表しましたので、その概要について御説明します。

まず、「2 選考区分、志願区分（校種等）及び教科（科目等）」です。選考区分について、来年度は、「一般選考」、「身体障害者を対象とした選考」、「教職大学院修了見込者特別選考」、「社会人特別選考」、「スポーツ・芸術特別選考」、「山口県教師力向上プログラム修了者特別選考」、「博士号取得者特別選考」、「看護科教諭特別選考」の合計8つの区分で実施いたします。

志願区分については、今年度と同様の区分で実施します。教科等については御覧のとおりです。

なお、それぞれの教科（科目等）における採用見込者数につきましては、5月10日（木）発表予定の実施要項でお示しします。

次に、「3 出願」についてです。志願者は、一つの選考区分、志願区分（校種等）、また、一つの教科（科目等）に限り志願できるとしています。

ただし、1～9に示している組合せについては併願することを認めています。

次に、「4 受験資格」についてです。（1）の欠格条項については、御覧のとおりです。（2）の受験年齢について、昭和44年4月2日以降に生まれた者とありますが、これは受験年齢の上限が49歳以下ということになります。

25ページ（3）の教員免許状、（4）のその他「各選考区分における要件に該当する者」については、御覧のとおりです。

続きまして、26ページ、「5 選考試験の試験項目」、「6 試験の一部免除」については、これまでと大きな変更はありません。

27ページ、「7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等」についてですが、5月10日の実施要項の発表に併せて、県庁受付をはじめとする県内30か所、及び東京営業本部、大阪営業本部において、実施要項を配布します。

「8 志願書類の受付等」についてです。例年どおり、持参又は郵送による出願以外に、証明書類等の添付が必要ない場合は、インターネットによる出願も可能としています。

また、（4）には、身体に障害がある志願者への受験時の配慮についてお示ししています。

「9 選考試験の期日及び会場」につきましては、第一次試験は、7月14日、15日の2日間、山口会場については、山口高校、山口中央高校、西京高校の3校で、東京会場については、國學院大學「たまプラーザキャンパス」で実施します。

28ページにまいりまして、第二次試験は、小学校については8月18日から21日までの4日間、小学校以外の志願区分、校種等については8月18日、19日の2日間、県内の4会場で実施します。

なお、小学校については、8月25日（土）、26日（日）を予備日としていますが、これは台風等により予定日の実施ができない場合

	<p>の代替日をあらかじめ受験者に周知しておくものです。</p> <p>「10 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等」についてですが、二つ目の丸にお示ししていますとおり、第二次試験の選考結果の発表は、10月3日に行います。</p> <p>「11 主な変更点」を御覧ください。</p> <p>平成31年度の採用選考試験につきましては、お示ししていますように、選考に当たっての考慮事項を追加しました。</p> <p>これまで、選考に当たって、複数の学校種又は複数の教科の普通免許状を所有している者を対象に考慮していますが、そのうち特に考慮する者として、お示ししている①又は②に該当する者を対象に加えます。①、②いずれも、特別支援学校教諭免許状を所有している場合の考慮です。</p> <p>また、社会教育主事の資格に関して、①又は②に該当する者も考慮の対象に加えます。これは、「やまぐち型地域連携教育」の推進に当たり、社会教育に関する専門的技術的な助言と指導のできる人材を確保するために考慮するものです。</p> <p>最後にお知らせですが、今年度同様、パンフレットとポスターを作成しました。大学等の関係機関にはパンフレット及びポスターを、志願者にはパンフレットを配布し、今年度の採用選考試験の周知に努める予定です。</p> <p>また、5月の実施要項の発表に併せて、県内7会場、県外7会場です試験説明会を開催する予定にしています。</p>
教 育 長	ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
石 本 委 員	試験説明会は県外でも実施されるのでしょうか。
教 職 員 課 長	県外でも7か所実施しています。
石 本 委 員	試験会場が山口市内に集中していると思いますが、これについても広島県や福岡県でも実施ができれば受験者が増えるのかなと思いますが、その辺りの検討はされていないのでしょうか。
教 職 員 課 長	理想を言えば、県内数か所で実施できればいいんですが、今は限られた人員の中で山口市内で集中して行っており、県外も東京会場のみとしているところです。
教 育 長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>これからしっかりとPRをして、一定程度の倍率を維持していきたいと思います。委員の皆様方におかれましても、いろいろな機を見てPRをお願いできたらと思います。</p> <p>それでは、報告事項1については、以上のおとりとします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>

教育政策課長

次回は、4月19日（木）午後2時からを予定しております。